

臨時假名遣調査委員會

明四一・二・二三
主管 官房圖書課

○官制 (明治四一・五・二五官報)

〔勅令〕

朕臨時假名遣調査委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治四十一年五月二十三日

内閣總理大臣 侯爵 西園寺公望
文部大臣 男爵 牧野伸顯

勅令第百三十六號

第一條 臨時假名遣調査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ國語及字音ノ假名遣ニ關スル事項ヲ調査ス

第二條 臨時假名遣調査委員會ハ委員長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長及委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三條 臨時假名遣調査委員會ニ主事一人ヲ置キ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

主事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第四條 臨時假名遣調査委員會ニ書記二人ヲ置キ文部省判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○辭令（明治四一・五・二五官報）

臨時假名遣調査委員會委員長被仰付（内閣）

從三位勳二等理學博士 男爵 菊池 大麓

正三位勳一等 子爵 曾我祐準

正三位勳一等 男爵 松平正直

正三位勳一等 淺田徳則

從三位勳二等 小牧昌業

從三位勳三等 理學博士 山川健次郎

從三位勳四等 子爵 岡部長職

正四位勳三等 矢野文雄

從四位勳二等功三級 醫學博士 森林太郎

從四位勳二等 法學博士 岡野敬次郎

從四位勳二等 小松謙次郎

(各通)

從四位勳三等 文學博士 井 上 哲 次 郎

從四位勳四等 文學博士 上 田 萬 年

正五位勳四等 功三級 伊知地 彦次郎

正五位勳四等 伊 澤 修 二

正五位 德 富 健 次 郎

正五位勳四等 橫 井 時 雄

正五位 文學博士 芳 賀 矢 一

從五位 松 村 茂 助

正六位勳四等 島 田 三 郎

從六位 藤 岡 好 古

從七位 文學博士 大 横 文 彥

勳四等 江 原 素 六

文學博士 三 宅 雄 二 郎

文學博士 三 宅 雄 二 郎

臨時假名遣調查委員會委員被仰付（內閣）

從五位勳五等 渡 部 董 之 介

臨時假名遣調査委員會主事被仰付（内閣）

○辭令（明四一・五・二九官報）

明治四十一年五月二十八日

臨時假名遣調査委員會委員被仰付（内閣）

正五位勳四等 肥 塚

龍

○諮詢案

申發圖

別紙假名遣ノ件ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ問フ

明治四十一年五月二十八日

文部大臣 男爵 牧 野 伸 顯

假名遣ノ件

緒言

- 一 本案ノ假名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノトス
- 二 本案ノ實行ト同時ニ明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則第二號表ヲ廢ス

第三章 國語假名遣ニ關スル事項

八〇

一。ゐ、ゑ、をノ假名ニハい、え、おノ假名ヲ用フ但シ動詞ノ活用ヨリ起ルゐ、ゑ及ヒ弓爾遠波ノ
をヲ除ク又ゑふ（醉）ノゑニヘヨヲ用フ

いのしし（猪）^{ヰシシ} こえ（聲）^{コエ} おけ（桶）^{ヲケ}

但書の例

ひきるる（率） うゑ（植）

二。わ、い、う、え、おト發音スルは、ひ、ふ、へ、ほノ假名ニハわ、い、う、え、おノ假名ヲ用
ヒおト發音スルふノ假名ニハおノ假名ヲ用フ但シ左ノ場合ヲ除ク

- (1) 弓爾遠波ノは及ヒ弓爾遠波ノ關係竝ニ動詞ノ活用ヨリ起ルは
- (2) 動詞ノ活用ヨリ起ルひ
- (3) 動詞ノ活用ヨリ起ルふ
- (4) 弓爾遠波ノへ、さへ、及ヒ弓爾遠波ノ關係竝ニ動詞ノ活用ヨリ起ルへ
- (5) 副詞なほノほ

例
いわ（岩） うぐいす（鶯） あやうし（危）

いえ(家)

かお(顔)

たおす(倒)

但書の例

もししくは(若) あらは(洗)

あらひ(洗)

あらふ(洗)

あまつさへ(剩) あらへ(洗)

三。阿列ノ假名ニふ、うガ附キ又ハ於列ノ假名ニほガ附キテ於列ノ長音ニ發音スルモノハ於列ノ假名ニうヲ附ス但シ左ノ場合ヲ除ク

(1) 動詞ノ活用ヨリ起リ阿列於列ノ假名ニふノ附ク場合

(2) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便ニ依リ阿列ノ假名ニうノ附ク場合

(3) 動詞ヲ國語ニテ未來ニ用フルニ依リ阿列ノ假名ニうノ附ク場合

例

おうぎ(扇)

こうがい(笄)

おうかみ(狼)

但書の例

あたふ(興)

とふ(問)

かうて(質) あかう(赤)

いのらう(將祈)

四。字音ヲ假リテ國音ヲ表記シタルモノノ變化セシモノ及ヒ素ト字音ニシテ國音ノ例ニ依リテ變化セシモノヘ前諸項ノ例ニ依ル

例

あわ(阿波) まきいちわ(薪一把)

理 由 書

假名遣ノ法則中學習上困難ナルモノヲ簡約ニシテ國語教育ノ發達ヲ圖ルカ爲明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則第二號表ヲ以テ其最モ複雜ナル字音假名遣ニ改正ヲ加ヘタリ例へへ均シク「コー」ト發音スル假名遣ニ「カウ」(校)、「カフ」(甲)、「コウ」(公)、「コフ」(劫)、等ノ別アリシモ之ヲ止メテ「コー」ニ一定シ又均シク「ホー」ト發音スル假名遣ニ「ハウ」(方)、「ハフ」「ホフ」(法)、「ホウ」(奉)ノ別アリシモ之ヲ止メテ「ホー」ニ一定シタルノ類ナリ然ルニ爾來教育ノ實驗ニ依レハ兒童ニ於テ字音ト國語トヲ區別スルコト困難ナルカ爲ニ知ラス識ラス字音ノ表記法ヲ國語ニ及ホシ例へへ「カウモリ」(蝙蝠)ノ「カウ」、「ハウムル」(葬)ノ「ハウ」ノ如キハ字音ニアラサルニ拘ラス之ヲ字音ノ「コー」「ホー」ト同視シテ「コーモリ」「ホームル」等ノ如ク表記スルノ

混雜ヲ生シタリ加之國語假名遣ニ於テモ「カハ」(川)、「ウグヒス」(鶯)、「アヤフシ」(危)、「イヘ」(家)、「カホ」(顔)等ノ「ハ」「ヒ」「フ」「ベ」「ホ」又ヘ「アフギ」(扇)、「タウゲ」(峠)等ノ「アフ」「タウ」ノ如ク發音ニ一致セサル假名遣尠カラス之カ學習ノ困難字音假名遣ニ讓ラサルモノアリ依テ國語假名遣モ亦字音假名遣改定ト同一ノ趣旨ヲ以テ速ニ之ヲ整理スルノ必要ヲ認メ同時ニ囊ニ定メタル字音假名遣ニモ統一上更ニ多少ノ變更ヲ施スヲ可トシタリ

前記小學校令施行規則第二號表ノ字音假名遣ハ之カ實行ヲ小學教育上ニノミ限リ中等教育ニ於テハ依然舊來ノ假名遣ヲ強テ學習セシメタルモ假名遣ノ如キハ教育ノ階級ニ依リテ截然限界ヲ畫スヘキニアラス加之何レノ階級ノ教育ニ於テモ舊假名遣ヲ株守シ又ハ新假名遣ヲ強制スルコトナク新舊並行セシメ自然ノ淘汰ニ一任スルヲ可トス依テ本案ノ假名遣ハ囊ニ定メタル文法上許容スヘキ事項ト均シク諸教科書ノ検定又ハ編纂ノ場合ニ關シ廣ク之ヲ應用セントス

○官制廢止（明四一・一二・一四官報）

〔勅令〕

朕臨時假名遣調査委員會官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治四十一年十二月十一日

内閣總理大臣 侯爵 桂

太

郎

文部大臣

小松原英太郎

勅令第三百十二號

臨時假名遣調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス